

由利本荘市地域づくり推進事業補助金交付要綱

平成22年 4 月 1 日
改正 平成22年 8 月24日
改正 平成23年 8 月17日
改正 平成24年12月28日
改正 平成25年12月27日
改正 平成27年12月28日
改正 平成29年 4 月 1 日
改正 令和 3 年 4 月 1 日
改正 令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、地域における協働のまちづくり事業及び特色ある事業に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の課題解決と魅力向上を図り、地域の機能維持・活性化に資することを目的とする。

(補助事業)

第2条 由利本荘市地域づくり推進事業は、次の各事業とする。

(1) 地域課題解決支援事業

市民団体等が、地域における課題を解決するための活動を行い地域を守る事業に対して助成する事業。

(2) 地域の魅力づくり支援事業

市民団体等が、地域の活力増進と連帯感の創出を図りながら、地域の賑わい創出と魅力を引き出す事業を助成する事業。

(3) 新たな担い手・学生まちづくり支援事業

地域の新たな担い手が実施する新規の事業に対して助成する事業。

(補助対象事業及び補助対象者)

第3条 補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助対象者は、別表1－1に掲げるとおりとする。ただし、令和6年度まで申請があった補助対象事業であり、補助金の交付を受けた当該事業については、前回と内容を同じくする事業であ

り、別表 1－2 に該当する事業及び対象者を補助対象事業及び補助対象者とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、補助対象事業に係る経費のうち、市長が必要と認めるものとする。経費の詳細については、次の各号及び別表 2 に掲げるとおりとする。ただし、宗教的な経費、観光地見学等慰安目的の旅行経費及び個人に対する助成等を目的とした事業並びに修繕費、委託料及び工事請負費のみの事業は除く。

(1) 需用費（修繕費、環境整備事業を除く消耗品に限る。）、委託料、使用料、賃借料（重機等借り上げに係わるもの）及び工事請負費の経費の総額については、補助対象経費総額の 2 分の 1 を限度とする。

(2) 別表 2 に掲げる補助対象経費のうち、提供品（賞品又は食材等）に係わる経費については、当該経費の 2 分の 1 の額を補助対象経費とする。

(補助金の交付額)

第 5 条 補助金の額は別表 1－1 に掲げるとおりとする。ただし、1 件につき 1 千円単位（1 千円未満を切り捨て）とし、予算の範囲内で市長が定めた額とする。また、国又は県の補助事業等の適用を受けている場合は、補助対象事業費から当該補助金額を控除して得た額を補助対象経費とする。ただし、別表 1－2 に該当する事業に係る補助金の交付額の算定においては同表の算定方法とする。

(補助金の申請等の手続)

第 6 条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号）に定めるところによる。

(補助金交付時期)

第 7 条 市長は、実績報告書の提出前に、請求に基づき交付決定額の10分の8を限度として交付することができ、実績報告書を提出後に実績に応じて残額を交付する。

(実施期間)

第 8 条 補助事業の実施期間は、令和8年3月31日までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月24日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月17日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1－1（第3条、第5条関係）

	（1）地域課題解決支援事業	
事業要件	福祉に関する支援事業 （子育て・教育・防災・健康づくり）	花・樹木の植栽事業
対象者	市内に住所を有する者5名以上で組織する団体	

補助金額等	5回までの申請とする。 ①1回目から3回目 補助対象経費の3分の2以内に相当する額。ただし、50万円を限度とする。 ②4回目 補助対象経費の2分の1以内に相当する額。ただし、40万円を限度とする。 ③5回目 補助対象経費の10分の4以内に相当する額。ただし、30万円を限度とする。	1回までの申請とし、補助対象経費の10分の9以内に相当する額。ただし、50万円を限度とする。
-------	--	---

	(2) 地域の魅力づくり支援事業	
事業要件	①イベント事業 ②その他地域づくりに貢献すると認められる事業	
対象者	市内に住所を有する者5名以上で組織する団体	
補助金額等	5回までの交付とする。 ①1回目から3回目 補助対象経費の3分の2以内に相当する額。ただし、50万円を限度とする。 ②4回目 補助対象経費の2分の1以内に相当する額。ただし、40万円を限度とする。 ③5回目 補助対象経費の10分の4以内に相当する額。ただし、30万円を限度とする。	

	(3) 新たな担い手・学生まちづくり支援事業	
事業要件	新たな担い手まちづくり支援事業 ①第2条第1項、第2号に掲げる事業で、継続の予定がある事業 ②新規の事業であること	学生まちづくり支援事業 ①第2条第1項、第2号に掲げる事業 ②新規の事業であること
対象者	市内に住所を有する者5名以上で組織する団体	市内在住3名以上の学生の団体
補助金額等	1回までの交付とし、補助対象経費の10分の9以内に相当する額。ただし、30万円を限度とする。	1回までの交付とし、補助対象経費の10分の10以内に相当する額。ただし、10万円を限度とする。

別表1-2 (第3条、第5条関係)

	(1) 地域課題解決支援事業
--	----------------

事業要件	福祉に関する支援事業 (子育て・教育・防災・健康づくり)	福祉分野の講習会
対象者	市内に住所を有する者5名以上で組織する団体	
補助金額等	令和7年度以降の交付を1回目として、6回までの交付とする。 ①1回目から4回目 補助対象経費の4分の3以内に相当する額。ただし、50万円を限度とする。 ②5回目 補助対象経費の3分の2以内に相当する額。ただし、40万円を限度とする。 ③6回目 補助対象経費の2分の1以内に相当する額。ただし、30万円を限度とする。	令和7年度以降の交付を1回目として、6回までの交付とする。 ①1回目から4回目 補助対象経費の10分の9以内に相当する額。ただし、50万円を限度とする。 ②5回目 補助対象経費の3分の2以内に相当する額。ただし、40万円を限度とする。 ③6回目 補助対象経費の2分の1以内に相当する額。ただし、30万円を限度とする。

	(2) 地域の魅力づくり支援事業	
事業要件	①イベント事業 ②その他地域づくりに貢献すると認められる事業	
対象者	市内に住所を有する者5名以上で組織する団体	
補助金額等	令和6年度以前の申請と通算して7回までの交付とする。 ①2回目から5回目 補助対象経費の4分の3以内に相当する額。ただし、50万円を限度とする。 ②6回目 補助対象経費の3分の2以内に相当する額。ただし、40万円を限度とする。 ③7回目 補助対象経費の2分の1以内に相当する額。ただし、30万円を限度とする。	

別表2 (第4条関係)

補助対象経費		注 意 事 項
費 目	内 容	
報償費	外部講師等への謝礼	採択団体内の人材に対する謝礼は除く
	上記に対する飲食費	酒類を伴う場合を除く
旅費	講師の宿泊・交通費	公共交通機関の利用を原則とする
需用費	燃料費、修繕費、食料費、賄材料費、消耗品購入費	食料費は環境整備にかかる熱中症対策としての清涼飲料のみ対象
	チラシやパンフレット等の印刷製本費	本事業を活用したものであることを明記する

委託料		花火等、委託したものが一事業となるものを除く
役務費	郵送料・配送料・電話代等の通信運搬費	電話代は支払額が明確に特定できる場合に限る
	許可申請等にかかる手数料	事業に関連するものに限定される
	保険料	
使用料・賃借料	会場借上げ料、各種レンタル・リース	事業に関連するものに限定される
工事請負費		
原材料費		
備品購入費	総額 5 万円以内	